

1. 日 時 平成26年6月16日(月) 午前 9時58分開会
午前 11時31分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、中面幸人委員、
鳥飼光明委員、大田重男委員、濱崎國治委員
石澤正彰委員、竹原恵美委員

4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

5. 説明員

・生きがい対策課	・商工観光課
課長 早瀬 則浩 君	課長 堂之下 浩子 君
課長補佐 牛濱 美紀 君	課長補佐 松崎 浩幸 君
係長 猿楽 浩士 君	・都市建設課
・健康増進課	課長 西園 善信 君
課長 佐潟 進 君	課長補佐 富吉 良次 君
係長 牛濱 睦朗 君	課長補佐 松田 高明 君
	係長 下澤 克宏 君
	係長 大田 省吾 君

6. 会議に付した事件

- ・議案第37号 阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第38号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第2号)

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

産業厚生委員長（野畑直委員）

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

平成26年6月10日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、議案第37号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について。議案第38号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第2号）のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出及び第2条第2表、以上2件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程はお手元に配布してありますとおり、本日と6月17日の2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認め、本日と17日の2日間といたします。

それでは、執行部の出席をお願いいたします。

（都市建設課 入室）

それでは、議案第37号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

西園都市建設課長

去る6月10日の本会議におきまして当委員会付託になりました、議案第37号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明いたします。議案書の22ページをお願いします。今回の阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本会議でも申し上げましたように、市営奈レ石住宅の2戸を用途廃止し解体するため、条例の一部を改正しようとするものであります。市営奈レ石住宅は、潟地区の大橋踏切から大橋川沿いに約300メートル行った所にあり、長屋が2棟、12世帯分です。で1戸建てが4戸あります。そのうち、1戸建て4戸うち2戸を用途廃止します。現在の入居状況は、長屋の2棟にはそれぞれに2世帯ずつ、また1戸の2棟に入居され、合計で6世帯となっております。今回、用途廃止を行います1戸建てにつきましては耐用年数が30年でありましたが、経過年数が59年間経過しており、現在は廃家状態の建物で入居者募集も停止してありましたので、今年度解体を実施することにしております。残りの長屋と1戸建てにつきましては、入居者の退去を見ながら引き続き実施していきたいと考えております。2戸を解体した跡地につきましては、急傾斜地でもあり、用途利用の跡地利用が困難な場所でもあることから、今後の利活用の計画は特にないところであります。以上で説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

市営住宅でもう入ってられないところで、随分環境が悪い状態で置かれているのが長いように思うんですけど、今、もう取り壊しをするのは、入居停止、もう入居はできませんという状態で何年置かれたものですか。

西園都市建設課長

現在建築年というのを申し上げますと、1970年、昭和45年からの分が202戸、それから、昭和46年から50年に建てられたものが23戸、それから51年から55年に建てられたものが39戸、それから、56年から60年度、53戸、それから、61年から平成2年、26戸、平成3年から平成7年が92戸、平成8年以降が84戸ということになっているところですよ。

〔複数人発言する者あり〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長。今募集停止になった住宅は何年くらい前から停止になったんですかということです。

大田用地住宅係長

今回用途廃止となりました奈レ石住宅2戸につきましては、募集停止を行ってから長いもので10年、短いもので2、3年ということで、空き家になった時点で用途廃止を受けるところから、長いものもあればほんの2、3年という短い期間というものはありまして、それぞればらつきがございます。

竹原恵美委員

長く空き家で手も入れないから割れたまんまで、ガラスも割れたまんまで環境が良くないのに、周りは、近所は住んでらっしゃる方と隣接してそういう危ない状態が置かれているように見えるんですけど、それが10年間置かれる、10年間手を出さなかったというのは何か理由があるんですか。やっぱり環境を考えると、もう入居を求めないのであれば、さくっと処置していくのが環境的にはいいんじゃないかなと見てるんですけども、10年間置かれた理由は何ですか。

大田用地住宅係長

先ほどの回答の中で10年ということを行いましたけども、そこら辺りもですね、理由はちょっとはっきりしたところはよくわからないところです。

竹原恵美委員

今回のチャンスで複数処理するんですが、やり方として積極的に環境をよくすることと、もう入居を求めないと判断をしたとしたときには、処分をしていくという考えは根底に今おありなんですか。

大田用地住宅係長

委員のほうがおっしゃられたとおりですね、今後につきましては周りの環境等ともございますので、空き家になった時点で即募集停止を行いまして、解体のほうの着手のほうに計画を入れるというところで今現在進めております。

竹原恵美委員

世の中で空き家が、民間の空き家も多くて、それが地域の環境を悪くしている。保安にもよくないといって積極的に壊していく方向が見られるんですが、同じように、やはり、危ない環境をこちらが提供するというわけにはいけないので、ぜひ処置もスピーディーにお願いしたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

松元薫久委員

6世帯まだ住んでいる方がいらっしゃるということなんですけれども、この方たちは別のところに引っ越す、ここにずっと住みたいと思っている方なのか、それとも引っ越せない状況にある方なのかっていうのは、判断はついてますか。

西園都市建設課長

今、6世帯残っていらっしゃるんですけども、高齢化と单身という形で、なかなかほかの住宅に移るという意向はないようです。

松元薫久委員

奈レ石住宅、家賃とか安いと思うんですけども。僕も行ったことがあるんですけども、なんていうんだろう、明るい雰囲気ではないですし、住んでる方とも会ったこともあるんですが、大変そうだなという印象があつてですね、ただ、今意見が出たように、このまんまここに住んでもらっているのも危険もあるだろうという、役所のほうも担当のほうもどうにかそこを全部取り壊して別のところに移してというような考えは持っているというふうに思っているんですけども、そこを強制的にするわけにはいかないということなんでしょうか。何か、どの法律でそういう手続きに入れないのかお伺いしたいんですが。

西園都市建設課長

長屋が2棟、1戸建てが4棟あるんですが、なかなか老朽化が進んでいまして、本来、今建設中の寺山住宅に統合する予定で、あとの住宅にしましても建てかえるという予定は現在ないところですね、一気に今住んでいらっしゃる方に寺山にというわけにもいかないところでありまして、退去していただくまで待ちながらですね、退去された後に取り壊しという形でやっていこうというふうに思っているところです。

〔「わかりました」と発言する者あり〕

石澤正彰委員

今、課長のですね、お話でちょっと疑問があつたんで、6戸まだ入居されてますよね、6戸の入居者の調査とかそういうのは済ましているんですか。

大田用地住宅係長

平成23年度に策定いたしました阿久根市公営住宅等長寿命化計画を策定する中で、事前にアンケートをとっているところです。そのアンケートの中身を御紹介いたしますと、アンケートでわかったことにつきましては、老朽住宅に住んでいる方が一番家賃のことを気にしているということで、既存の住宅が維持されるのであれば、現在の市営住宅に住み続けるという回答が全体の約46%ございまして、そのうち建てかえによる家賃の上昇が一番気になっているというアンケート結果がございます。

石澤正彰委員

ちなみにですね、奈レ石住宅のそれぞれ家賃が違うかもわかりませんが、平均でどれくらいの家賃になるんですか。

大田用地住宅係長

奈レ石住宅につきましては、建物も古い関係から相当な低額な家賃となっておりますけれども、今委員のほうがおっしゃられたとおり所得に応じてばらつきがございしますが、平均で1,200円程度と、

〔複数人発言する者あり〕

〔石澤正彰委員「1万2,000円の間違いじゃなくて、1,200円ですか」と発言〕

〔大田用地住宅係長「1,200円です」と発言〕

石澤正彰委員

わかりました。びっくりしました。これで、例えばですね、市のほうから、要するに所管課のほうでですね、どっかにお移りいただいてということは、かなり難しい金額ですね。そのお亡くなりになるのを待っているという、言葉は悪いですけどね、そういう感じかなと、ちょっと最初に思ったものですからお聞きしたんですけど、ほかに何か手だてを考えておられるんですかね。質問は以上ですので。

西園都市建設課長

今、取り壊しの住宅関係につきましてですね、やはりそういう意向調査をしながらですね、もし本人が近場の場所になおれるという状況があれば、そういう形で進めてもいいのかなというふうに思っております。なかなか無理矢理というわけにはいかんですので、やはり本人の気持ちが一番大事だと思いますので、そういう方向で今後検討していきたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

この４１号、４２号についてですね、かなり５９年ということなんですが、退去されたら入居停止にされる予定ですか。

西園都市建設課長

今、公営住宅の長寿命化計画によりまして、廃止する箇所につきましては、退去されればそのような募集停止という形にしていけないと思います。またそういう形でほかのところもしてあると思います。

濱崎國治委員

私の聞いているのは、４１と４２の木造平屋建てについては、退去されたら入居停止ということになるんですかということです。

大田用地住宅係長

現在、今提案してございます奈レ石住宅の４１号と４２号の件ですけども、現在４１号のほうにおきまして４戸だったのを３戸、４３号におきまして１戸であるのを廃止ということでは若干表現が違いますけど、２戸の解体につきましては、事前に募集を停止しておるところでございます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

今、濱崎委員の言い方は、この残りの戸数について退去されたら募集停止をされるんですかという質問だったと思うんですが。

大田用地住宅係長

現在、条例上に残っております戸数につきましては、現在６世帯が入っておりますけども、長屋住宅に住んでいるということもございまして、全て取り壊すことができない関係で、現在残っている方が退去されて、即取り壊しにかかるというところです。隣の空き家につきましては、すべて募集停止はかけております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第３７号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

次に、議案第３８号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

西園都市建設課長

去る６月１０日の本会議におきまして、当委員会に付託になりました平成２６年度一般会計補正予算第２号のうち、都市建設課所管の主なものを御説明いたします。予算書の４ページをお願いします。初めに、第４表地方債補正の変更から御説明させていただきます。番所丘公園整備事業でございますが、今回の県の地域振興推進事業に係る事業承認に伴い、番所丘公園第２駐車場ほか整備工事事業に係る起債額を減額しようとするものでございます。

次に、補正予算に関する説明書について、歳出から御説明いたします。説明書の10ページをお願いします。8款土木費2項道路橋りょう費3目道路新設改良費19節負担金補助及び交付金281万2千円は、北薩広域行政事務組合が新焼却処理施設等整備に伴う新焼却場取付道路整備に係る測量設計業務の事業費に対する阿久根市の負担金であります。

北薩広域行政事務組合では、新焼却場の建設が計画されておりますが、取付道路につきましては区域内の道路整備として本市及び出水市がそれぞれ行なう必要があり、さきに開催された同組合の理事会では、この道路整備につきましては本市及び出水市を事業主体とし、その事業費は、じんかい処理費に関する経費区分により、構成市町において負担することと確認されております。今年度は道路整備に係る測量設計業務が予定されており、総延長1.2キロメートルのうち、本市分が100メートル、出水市が1.1キロメートルと見込まれていることから、この業務については出水市で実施することとし、本市及び長島町については所定の率により所要の経費を負担することになります。

取付道路設計業務につきましては、総延長1.2キロメートルの事業費1,050万円に対し、阿久根市、出水市、長島町で負担するもので、阿久根市の負担金は、負担率26.79%の281万2千円、出水市の負担金は、負担率60.06%の630万7千円、長島町の負担金は、負担率13.15%の138万1千円であります。

続きまして、8款土木費5項都市計画費3目公園費につきましては、平成26年度地域振興推進事業に係る事業費承認が平成26年5月9日付けであったことから、番所丘公園改修事業の承認額1,551万6千円のうち、1,550万円を財源組替したものであります。事業の内容としまして、番所丘公園北側駐車場の隣接地に面積約3,000㎡の新設の駐車場整備を行い、近年行楽シーズンを中心に多くの来客が予想され、来園者へのサービス向上及び交流人口増への対応として大型バス駐車場機能を備えた駐車場の整備を行うものであります。また、同公園内の休憩所、中央階段ほかトイレ周辺の外構も合わせて実施します。

当事業は、地域振興推進事業補助金24%、臨時交付金68%、単独費8%で実施することになります。単独費は過疎債の対象になります。

次は歳入であります。7ページをお願いします。14款県支出金2項県補助金7目土木費県補助5節都市計画費補助金の1,551万6千円の増額は、地域振興推進事業に係る番所丘公園改修事業の事業承認があり、県の補助金を増額するものであります。次に8ページをお願いします。次に、20款市債1項市債7目土木債4節都市計画債1,550万円は、今回の県における地域振興推進事業に係る番所丘公園改修事業の事業承認があったため、これらの事業費の減額による起債額の変更であります。

以上で説明を終わりますが、御質問に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

番所丘の駐車場を開くということなのですが、今番所丘の駐車場がどれだけの数が不足している、または、これから見込まれるというのは、どこからデータが出たもので広げるという案になったのですか。

西園都市建設課長

数字的なものにつきましては、下澤係長から答弁させますけども、この前ゴールデンウィークにですね、番所丘公園フェスタがあったんですけど、南側駐車場、それから北側駐車場、現在ありまして、まず、駐車場が足りない状況で、実態でありまして、今の番所丘の下のは

うのスターゼンの駐車場ですね、そこを借りまして、それでバスで上のほうにピストンで運行したという、そういう実績も今回あったところであります。やはり、小学校・中学校、また行楽の遠足とかそういうのがありまして、大型バスの分も足りないということで、そこで今回工事を実施しようとするものであります。

下澤都市計画係長

数字的なものですけど、駐車場台数、現在の駐車場台数の数字を把握しておりません。それから、要望等は前々からあったということで、西園課長がお答えしましたように春の行楽シーズン、若しくは後の小中学生の遠足、そういうシーズンにおいては駐車場が不足するという認識をもっておりまして、そういうことから今の北側駐車場のスペースがある部分を駐車場整備と休憩所関係も含めまして整備するという要望もございましたので、今年度実施するものでございます。

竹原恵美委員

その数をぜひ教えていただきたいと思います。今幾つあって幾つ足されるのか、資料ください。

[「はい」と発言する者あり]

さっき言われた休憩所なんですけれども、だれの休憩所という内容ですか。

西園都市建設課長

休憩所というのは、駐車所の中に東屋的なものをつくる、そういう休憩所という案でなっております。

[竹原恵美委員「よく草をはわしたような」と発言]

東屋と言いまして、屋根があって柱が4本ぐらいあって椅子が何個か並べてあって、そして周囲が見えるというそういう状況の形状となります。

[竹原恵美委員「わかりました。じゃ、資料をお願いします」と発言]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

中面幸人委員

予算書10ページですね、8款2項3目19節の新焼却場取付道路側溝設計業務負担金についてお伺いいたしますが、まず位置的なものをお聞きいたしますが、今の鶴川内中学校の教頭住宅がありますけども、あそこ側から入るところですかね。

西園都市建設課長

今、中面委員がおっしゃったそのとおりです。市道阿久根出水線の鶴川内長谷地区の赤剥というところの、おっしゃったとおり市道赤剥長谷線という、50メートルぐらいなんですけども、その部分の総延長的には出水市の名切線ですね、それになります。

中面幸人委員

あの線ですね、先のほうには阿久根市の飛び地の木佐木野地区がございしますが、ほとんどあの線を、言わば、出水市管内は、阿久根市の市の飛び地の木佐木野に入る、そこまですよね、大体あの辺ぐらいまでだろうと思ってるんですが、それにつながるんですかね。

西園都市建設課長

一応、新焼却場ができるのが、その1.2キロぐらいですから、そこまでは今回の改良の予定ということで、引き続きそのまま木佐木野地区に続いているということで、そこは今回の対象にはなっていないところです。

中面幸人委員

もう一度確認しますが、阿久根地内の木佐木野集落までは改良しないということですね。

西園都市建設課長

そのとおりです。

[中面幸人委員「はい、了解です」と発言]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

石澤正彰委員

番所丘公園の件でお尋ねします。予算がどうかというそういうことじゃなくてですね、これは私のこれまでの感覚なんです、管理する側のほうに手厚く、お越しになるお客さんのほうにはですね、あまり手厚くなかったという気がするんですよ。と言うのは、夏場の木陰もなかなか少ないしということがあるんです。駐車場を今回整備されるわけですけども、前から私一般質問で、花が少ない、いろいろ注文を付けました。今、花フェスタがあつてですね、中央花壇等が花が結構咲いてますけど、それ以外のところもですね、もっと工夫してできないのかなという気がずっとしてます。そこは今度課長も変わられてですね、それぞれの感性は違うわけですけども、でもやはり、あれはだれのためにあるのか、市民のためにあるわけで、そこら辺をもう一度ですね、考えていただいて。それと余談ですけども、今度は農薬と言いますか除草剤、今まで、今までというか何回か使ってますね、管理をされてましたよ。私が一般質問した直後はね、されてないんですけども今後はどうされますか。

産業厚生委員長（野畑直委員）

石澤委員、なるべく予算に関する委員会ですので、課長が答えてもらえるということですけど、参考程度にとどめてあまり深く追求をしないようにお願いします。

西園都市建設課長

花関係についてはですね、整備につきましては、やはりなかなか計画的なものがちょっとつくってなくてですね、今回、全公園内をですね、再度、花が植えられるところ、それから、後の今の中央広場の花の花壇の関係、それからどういう花を植えたほうが1年通してきれいなのか、そこら辺をちょっと研究して、そういう図面をつくり、そういうのを予算化して花いっぱい公園にしていきたいというふうに思っているところです。それから、農薬関係につきましては、石澤委員がおっしゃるとおりでありまして、今後そういうのを使わないという方向でやっていきたいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

竹原恵美委員

さっきのその番所丘の東屋のことを教えてください。駐車場のところでなかなか、子どもを連れて行ったら排気ガスなんかもあるので、たくさん入ったときに利用されると、あんまりそこに長くとどまることはないだろうと思ったんだけど、東屋がなんでそこに多分車数台分ははばると思うんですが、必要性でどういうことで設置をするんですか。

西園都市建設課長

北側駐車場の東側の部分なんです、ちょうど駐車場を上がって行って左側ですけども、その中のやはり北側の広場的なスペースをですね、東屋と合わせてちょっとしたスペースをつくって、やはりそこにバス、あるいは自動車で降りた方が一旦仮に休憩できるようなですね、そういう東屋の位置づけになるのかなというふうに思います。

竹原恵美委員

面積的にもものすごく必要であるかどうかで今つくられるんだらうと思ったんですが、その面積は十分に足りている、だから、これから先はその必要はない、十分、幅今、3, 0 0 0

平米でとれるので、東屋ももちろんつくるしというような状態であるんですか。今の見込みでは数が足りる、きんきん足りるような面積が今回つくられるということなんですか。

西園都市建設課長

その計画の中でバス、それから乗用車のスペースをとりながら、あと残地的なところで工夫して東屋を計画するという、今からの設計の段階になっております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 10：36 ～ 10：40）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。ほかに御意見はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

松元薫久委員

10ページの8款土木費2項3目なんですが、負担金がですね、割合が26.79%ということで、これじんかい処理費と同じパーセントが当てはめられているんですけども、今回設計業務の負担金なんですが、今後実際の工事の負担金と改良の負担金もこの割合でくるのでしょうか。

西園都市建設課長

はい、おっしゃるとおり今の負担金でくるということで確認しております。

松元薫久委員

西平市長が理事なんですが、市長のほうから理事会の内容等はあった、説明のほうは。

〔「副理事やっど」と発言する者あり〕

失礼しました。副理事でした。

西園都市建設課長

平成26年5月1日において、新焼却場処理施設整備に伴う取付道路整備ということで報告を受けております。その中で負担割合がこういうふうになったということの報告を受けております。

〔松元薫久委員「はい、わかりました」と発言〕

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第38号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（都市建設課 退室）

（生きがい対策課 入室）

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは、議案第38号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

議案第38号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第2号、生きがい対策課所管の主な内容について、歳出予算から御説明申し上げます。9ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費19節負担金補助及び交付金1億8,978万3千円は、学校法人めぐみ学園が行う、阿久根めぐみ保育園の増改築及び阿久根めぐみ幼稚園の改築に伴う補助金であります。

阿久根めぐみ保育園は定員を20名から50名に増員し、平成26年度安心こども基金総合対策事業の保育所緊急整備事業補助金を活用する予定であります。補助基準額の3分の2

が国、12分の1が市の補助金で設置者負担は4分の1であります。また、阿久根めぐみ幼稚園は定員を70名から40名に減員し、同基金事業の認定こども園整備事業補助金を活用する予定であります。補助基準額の2分の1が国、4分の1が市の補助金で設置者負担は4分の1であります。なお、特殊附帯工事として、太陽光発電及び太陽光ダクトを設置予定とのことであります。施設整備に係る工事期間であります、工事着工は8月1日、完成は来年3月15日を予定しているところであります。

同目4節共済費及び7節賃金14万7千円の減額は、保育士等処遇改善臨時特例事業へ財源組替するものであります。同項5目保育施設運営費19節負担金補助及び交付金1,406万円は市内7保育所への職員処遇改善補助金であり、4節共済費、7節賃金、11節需用費は同補助金に係る事務費であり、一部財源組替をしたものであります。

次に歳入について御説明申し上げます。7ページをお開きください。13款2項2目民生費国庫補助金1,066万3千円は、保育士等処遇改善臨時特例事業に対する国庫補助金であり、補助率は事業費の4分の3であります。

14款2項2目民生費県補助金2節児童福祉費補助金1億5,165万6千円は、保育士等処遇改善臨時特例事業に係る県補助金8分の1と阿久根めぐみ保育園・幼稚園の改築に係る県補助金であります。保育所緊急整備事業では3分の2、認定こども園整備事業では2分の1が県補助金であります。いずれの事業も平成26年度安心こども基金総合対策事業として、基金を財源に県補助金として補助されるものであります。8ページをお開きください。20款1項2目民生債3,980万円は、学校法人めぐみ学園が行う施設整備に伴う市負担分について、起債を活用しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしく願いいたします。

それとすいません。1枚追加で皆さんのお手元に配布したこちらのほうの説明をさせていただきます。

(子ども・子育て支援新制度の説明、予算審査対象外の内容のため省略)

以上でこちらの説明を終わります、あと一つちょっと皆様のほうに先日の議会で、
[複数人発言する者あり]

[「予算審査やったって」と発言する者あり]

すみません。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入りますが、今、保育園と幼稚園の認定について別紙をいただきましたけど、これはあくまでも参考ということで、きょうの予算の委員会には含まれませんので、これに関する質疑等がある場合は、委員会終了後、個別にでも行ってもらいたいと思いますので、こちらのほうの質疑は控えていただきたいと思います。

それでは、質疑に入ります。

大田重男委員

9ページですね、3款2項5目、この中で保育士等処遇改善臨時特例事業なんですけど、これは昨年からやっているんですけど、これは例えば、臨時までができたんですよね、確か、その範囲は、だから結局、例えば、その中で調理師とか携わっている人がいますよね、そういう人たちも該当するんですかね。

猿楽児童対策係長

保育士等処遇改善臨時特例事業ですので、その園に勤めてらっしゃる方すべてが対象になります。保育士の資格がある方のみに限らず、調理師、あるいは看護婦、事務員の方すべてがこの事業の対象になるということです。

大田重男委員

例えばですね、1, 406万なんですけど、7つの保育所にやると、だから、例えば、一つの事業所にお金をぽっとやりますよね、だからそれは、例えば、経営者が結局その中のランク付けみたいなことをされるんですよ、例えば、消防の場合は、今度一律退職金が5万円上がったんですけど、この場合、園の中で例えば一律とか、例えば、差を付けるとか、その辺をちょっとお聞きしたいんですけど。

猿楽児童対策係長

この事業はですね、おっしゃったとおり園に任されているものであって、保育士一人につき幾ら以上だとかそういう制限はございません。ただ、その保育士の経験年数だとか、あるいは本俸だとかそういうのを加味して、どの園もですね、昨年の実績を見たところバランスをとりながら処遇改善を行っているというふうに思っております。ですから、制限なり一律なりというのはございません。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

松元薫久委員

今のを関連してなんですが、各園でどのように使われているかということは調査はされないということなんですか。

猿楽児童対策係長

処遇改善は補助事業ですので、実績報告というのがございます。それに関しては、正保育士さんには幾ら、臨時保育士さんには幾ら、それと保育士以外の方には幾らというような数字はございます。ちょっと、この場では幾らというのは、それぞれ言えないんですけども、実績としては職種ごとに実績報告を出していただいて、それをもって県にも報告するものです。

松元薫久委員

実態は把握されているということで、各園ほとんどパートの先生たちで現場は回っている、ほとんどというのは誤解されかねないですけど、正規の先生もちゃんといますけど、パートの先生たちで支えられている部分もあるんですよ、ただ、年度末になってくると、これ以上働くと税金に影響が出るということで、みんなぎりぎりいっぱいパートの先生達も1年間通して働きますから、例えば、こういうお金があるけど臨時の先生にはあげてしまうと、税金に影響するということで正規の先生たちだけにしか行き渡らないという話しも聞くんですけども、やっぱりそういう現実、県のほうにしっかり報告していただかないと、せっかく保育士等ということで、等がついているから、正規以外の人にも回るんだという形できても、そうやってぎりぎりいっぱい年間時間を使い切って、最後の年度末は出勤を調整しているような現実も見てますので、もう少し使いやすく行き渡るようなお金として出せないかどうかというところを県のほうに報告していただきたいと思うんですけども。

猿楽児童対策係長

今松元委員がおっしゃったように、すべての先生方がその職種にかかわらず一生懸命に働いていらっしゃるということはわかります。そこは、実は、先ほど制限がないと行ったとおり、正職員だから幾らだとか臨時だから幾らかという制限がないので、そこを具体的に資料ということはできないのかなというふうに思います。ただ、実態としてはですね、確かに職種別には上がってますので、仮にここが指導できるか否かというのは、ちょっとできるかできないかはわからないんですけども、それを元にですね、広くこれは使っていただきたいというのは国の趣旨ですから、もちろん松元委員のおっしゃるとおり、その職種にかかわらず

皆さん平等にいただくものではないかというふうには考えております。ただ、指導についてはそこまで指導権があるのかなというふうに疑問は、

松元薫久委員

指導については、私は言ってません。（聴取不能）県のほうにきちんと実態を、こういう実態なんだということを報告してもらいたいと、各園に対して市が指導することではないと思っていますので、よろしくお願いします。

猿楽児童対策係長

了解しました。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第38号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

（生きがい対策課 退室）

休憩に入ります

（休憩 11：01 ～ 11：05）

（健康増進課 入室）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします

次に、議案第38号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第38号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第2号のうち、健康増進課所管の事項について御説明いたします。歳出から申し上げます。予算書の9ページをお開きください。第3款民生費1項3目老人福祉費19節負担金補助及び交付金の1、792万2千円は、県の施設開設準備経費助成特別対策事業を活用して、社会福祉法人顕浄会が整備している小規模特別養護老人ホームあかりに係る施設開設前の準備経費への補助金を計上したものです。小規模特別養護老人ホームとは、定員29名以下の特別養護老人ホームであり地域密着型介護老人福祉施設とも呼ばれています。

特別養護老人ホームは、現在市内に1ヶ所と開設済みの小規模特養が1ヶ所の合計2ヶ所あります。施設本体の整備は、平成25年度の繰越事業で整備中であり、あわせて本事業を活用して開設前までに施設に係る備品等を整備しようとするものです。

なお、補助額はこれまでの補助基準額に消費税3%の増税分を上乗せし、1床当たり61万8千円が補助基準額であり、29床分の1、792万2千円を計上しました。なお、市の上乗せ補助はありません。

次に歳入について御説明いたします。7ページをお開きください。第14款県支出金2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金の1、792万2千円は、歳出で御説明いたしました施設開設準備経費助成特別対策事業1、792万2千円の同額であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

質疑ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第38号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(健康増進課 退室)

(商工観光課 入室)

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第38号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第38号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第2号について、商工観光課所管分について歳出予算から御説明申し上げます。補正予算書の9ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工総務費の補正額67万8千円は、消費者行政活性化補助金の内示があったことから増額補正するものであります。9節旅費については、当初予算で20万2千円を計上しておりましたが、国民生活センター主催の研修会参加費用等として36万円の内示がありましたので、その差額15万8千円を計上し、20万2千円については、一般財源から県補助金に財源の振りかえを行うものであります。11節需用費は、消費生活相談に係る啓発用シールやカレンダーを作成しようとするものです。

次に、2目商工振興費75万円の補正は、県の地域振興推進事業として事業承認されたことから今回計上いたしました。10月開催のみどころ祭りの際に、食の祭典を開催し、食のイベントとして盛り上げ、交流人口の増加を図ろうとするものであります。事業主体は阿久根市観光連盟で、総事業費100万円に対し県が2分の1、市が4分の1を補助するものであります。10ページをごらんください。3目観光費18節備品購入費の補正額5万円は、にぎわい交流館阿久根駅のために使ってほしいとのご意向で寄付金を頂戴しましたので、今後、御本人の意に添うものを購入したいと思っております。

次に、歳入予算について御説明申し上げます。7ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金6目商工費県補助金1節商工費補助金188万円の増額補正であります。消費者行政活性化事業費88万円は、消費生活相談員等のレベルアップのための研修費用及び消費者の安心・安全を確保するための取り組みに対して補助されるもので、100%県補助であります。

地域振興推進事業100万円は、歳出予算で御説明いたしました食の祭典事業に50万円、地域メディアプロデューサー育成事業に50万円の事業承認をいただきましたので計上いたしました。これによりまして、地域メディアプロデューサー育成事業のうち50万円につきましては、一般財源からの財源組替となります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに課長補佐から答弁させていただきますのでよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

なければ、議案第38号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。
(商工観光課 退室)

各課の審査が終了しましたが、ここで現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。意見はないですか。

〔複数人発言する者あり〕

〔「なし」と発言する者あり〕

ないようでしたら、それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。

ここで各委員の御意見を伺います。今まで審査した内容について御意見を伺いたいと思います。

松元薫久委員

先ほど生きがい対策課長が予算とは別件で来年度からのですね、幼稚園・保育園の認定の申請が必要になるとかですね、ああいったことはまた改めて委員会でも所管ですから、説明を受けたほうがすごくわかりにくくなってきましたので、また（聴取不能）協議したいと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

今松元委員のほうから、課長が予算書以外で認定子ども園についての説明がありましたけれども、所管としてももう少し詳しく知りたいということでありますので、今後、また委員会のほうでも生きがい対策課長をお呼びして、また勉強会ができればいいなと思いますので、皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、それでよろしいですか。

〔「はい」と発言する者あり〕

そのようにいたします。

竹原恵美委員

意見なんですけれども、この委員会てその事業を進めるかどうかという審査の元の資料なんだけれども、さっきの駐車場のことなんです、どれだけ今あっていうのも出てこない、じゃどれだけ何車台ふえるのかというのも出てこない、今現在何車分足りないを見越しているんだ、どの時期にどれだけ足りなかったというデータも全く出てこないで審査に向かわなければならぬというこの状態の説明が不足してるように、執行部の説明がデータなしでいいか悪いかという聞き方というのは、不誠実なやりとりだと思います。こちらからは要求をたてていく、そういう審査のあり方は正しいんじゃないかと思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

（休憩 11：16 ～ 11：23）

（都市建設課 入室）

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。都市建設課のほうに再度おいでいただきました。議案第38号中、駐車場整備についての御意見を伺いたいと思います。

竹原恵美委員

現状、駐車場が幾つ何台分あって、そして新しいのが何台分できるのかというデータをください。

西園都市建設課長

北側駐車場が現在144台です。うち大型バスが5台です。それから南側駐車場が60台です。合わせて200台、現在収容ができるという状況です。204台です。すみません。今回、新しく26年度計画しておりますのが、大型バスが15台です。それから普通車が40台です。合わせて55台。すべてを合わせますと259台になる予定です。

竹原恵美委員

この大型バスが随分多くて普通の車両が40台という数なんです、やっぱり数を、先ほど数を数えていない、必要数を数えていないと言われれば、そこからなぜバスが15台で、普通車が40台というバランスをどこからとったんですか。なぜそうなった。

西園都市建設課長

この大型バスの15台といいますのは、学校関係の遠足とかそういう部分に対応する台数を計上してあったんじゃないかなというふうに思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

よろしいですか。

石澤正彰委員

北側と南側のもう1回、できあがった場合、南側は別にふえないわけですよね、ちょっと整理してもう1度自分で書いておきたいと思いますので、大型が何台、普通車が何台ということ、北側からお願いします。

西園都市建設課長

北側の駐車場が、今度新しくできるのも加えまして159台になります。

[複数人発言する者あり]

全台数が199台。うち大型が20台になります。

[「南側、すみません」と発言する者あり]

60台です。

[石澤正彰委員「大型はあそこはないんですね」と発言]

[西園都市建設課長「はい。南側駐車場も」と発言]

[「委員長を通してください」と発言する者あり]

石澤正彰委員

南側は大型はないわけですね。

西園都市建設課長

現在、スペース的にはつくってあるんですが、なかなか北側と違って登っていくというか、はい、カーブ等があればですね、なかなかバスが上がって行けないということで、現在、今まで上がった実績がないということで、普通車に切りかえていく必要があると思います。

[「はい、どうも」と発言する者あり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

下澤都市計画係長

課長に補足して説明します。今、北側駐車場につきましては、測量設計の設計業務に当たっておりますので、台数を大型バスを15台、普通車約40台と言いましたけど、そこら辺はまた現地をはかって精査してですね、多少の前後はあると思いますのでよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ということだそうですので、数にあまりこだわって決定してないそうですので、よろしくお願いします。

[「はい」と発言する者あり]

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ないようでしたら、議案第38号中、都市建設課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(都市建設課 退室)

ほかに御意見はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

それでは、議案第37号、阿久根市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について討論に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第３７号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第３７号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に議案第３８号、平成２６年度阿久根市一般会計補正予算（第２号）について討論に入ります。

〔「なし」と発言する者あり〕

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより議案第３８号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって議案第３８号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に一任されました。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、６月１７日は休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

異議なしと認めます。

よって６月１７日（火）は休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員のほうから何かありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

（散会 １１：３１）

産業厚生委員会委員長